

「現場推進会議」の運用（下水道）

【目的】

受発注者間の合意形成をすることにより、生産性の向上を図り、事務の効率化（不合理な事務の削減）や適正な事務執行（統一性確保）を達成することを目的とする。

【運用対象工事】

原則、下記工事を対象とする。

	入札参加業種	設計金額	現場推進会議運用	協議内容確認シート
下水道	土木一式	20 百万超え	対 象	対象
	機械・電気工事	全ての工事	対象外	対象外
	営繕系工事	全ての工事	対象外	対象外

※簡易な工事、または特段の理由がある場合は、対象工事を対象外とすることを妨げない。自然条件や周辺環境条件等に制約が無く、工事目的物や仮設物が汎用的に使用される種類であり、かつ当初契約時での工期限が週休2日制を十分に確保されている工事等、会議で事前協議する大きな課題が想定されない工事。

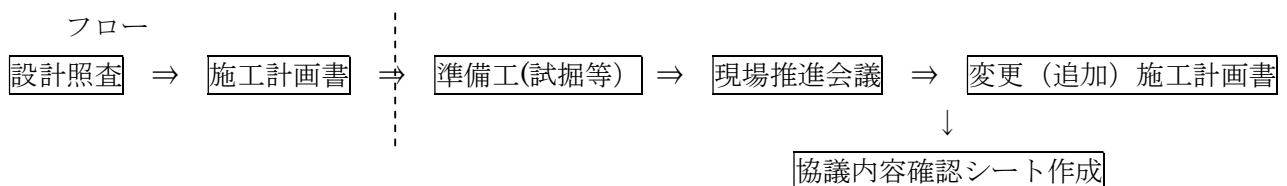
【適用】

令和3年5月1日以降に契約する工事

【現場推進会議開催時期】

準備工（試掘等）実施後に開催。但し必要に応じて2回目以降の開催については、受発注者間相互合意の上、開催することも可とする。

【管路掘削工事、開催例】



【運用方針】

- 原則、「現場推進会議の運用（R3Ver）技術監理課」に準拠する。
- 現場推進会議の情報については部内にて情報共有し、意識統一を図る。
- 出来形管理、品質管理緩和については、当面、適用しない。
- 運用対象工事は、協議内容確認シートが添付された打合せ簿を受注者から受理する。